

平成24年(コ)第262号, 同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

主 張 要 旨

平成24年7月9日

大阪地方裁判所 第1民事部合議係 御中

債権者代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二 三 夫

同 弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人 弁護士 高 山 巖

同 弁護士 瀬 戸 崇 史

1 被保全権利

(1) 立証責任

本件のような、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求訴訟では、以下のような立証責任が確立している（名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判タ1277号317頁他参照）。

- ① 債務者側で、本件原子炉が安全性に欠けることがないことを、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張・立証する必要がある。債務者が、この主張立証を尽くさない場合には、本件原子炉の周辺住民(債権者)の生命、身体、健康が侵害される具体的危険性のあることが推認される。
- ② 債務者が、本件原子炉が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかについて、〈1〉立地条件に係る安全確保対策、〈2〉平常運転時の被曝低減に係る安全確保対策、〈3〉事故防止に係る安全確保対策、〈4〉運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合には、債務者は、本件原子炉には安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる。

本件では、債務者はこの「本件原子炉が安全性に欠けることがないことを、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張・立証」をしていない。

(2) 債務者の主張立証

上記の立証責任が採用されるべきという債権者の主張に対して債務者は「この債権者らの主張を認めることはできない」(平成24年6月29日付主張書面p22)、として上記の「本件原子炉が安全性に欠ける点がないこと」の主張立証を行なわない。そして上記②の「本件原子炉が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかについて、〈1〉立地条件に係る安

全確保対策、〈2〉平常運転時の被曝低減に係る安全確保対策、〈3〉事故防止に係る安全確保対策、〈4〉運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていること」の確認もしていない。

(3) 「安全審査における審査指針等の定める安全上の基準」がないこと

福島第一原子力発電所事故により、安全設計審査指針27のみならず、安全設計審査指針や耐震設計審査指針などの見直しも必要となり、現に見直し作業は開始したが、現在に至るまで、これらの見直しは完了していない。現時点においては、「安全審査における審査指針等の定める安全上の基準」自体が確立していないのであるから、関西電力が上記②の主張・立証を尽くしているとは言えない。(そもそも福島第一原発事故の原因と実態が未解明であるため、有効な基準が立てられない。特に、福島第一原発では津波が来る前に地震で配管等が破損した可能性があるが、その実態は未解明である(7月5日公表の国会事故調査委員会報告も指摘)。地震による配管等破損が事実なら、これがないことを前提とした既存原発の対策の有効性は失われることになる。)

(4) 制御棒挿入性

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令5条1項は「原子炉施設・・・は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。」とし、同省令22条は安全保護装置につき、「地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料許容損傷限界を超えないようにできるものであること」としている。原子力安全委員会は安全審査において制御棒挿入時間を指標として安全余裕を把握することとした(甲55、甲89)。大飯3号機及び大飯4号機のこの制御棒挿入時間の評価基準値は2.2秒であり、債務者が提出した新耐震指針に照らした耐震安全評価では、基準地震動S_sによる発生値は2.16秒であった(甲29p22)。この場合の基準地震動S_sは**Fo-B**と**Fo-A**の連動を前提とするものであったが、原子力安

全・保安段はさらに熊川断層と **Fo-B**、**Fo-A** との連動性を検討するよう指示した。従前の二連動の場合の 2. 16 秒という発生値からすれば三連動の場合の発生値は上記 2. 2 秒の評価基準値を越えることになる。しかし債務者はこの三連動の場合の発生値をなんと 1. 88 秒と主張する。しかしこれは国に提出をしておらずその分析を受けていないものである。また、従前の応答倍率法では評価基準値以下とならないため、スペクトルーモーダル解析法を採用し、それでも評価基準値以下とならないため、時刻歴解析法をとって上記 1. 88 秒としたように、従来とは計算方法を変えて安全余裕を食いつぶしている。このような恣意的な計算方法による発生値ではじめて評価基準値以下とすることは、従来の安全設計審査指針類による安全基準を満たしたとはいえない。

(5) 津波

従来の安全設計審査指針や耐震設計審査指針には津波に関する指針はない。従って従来の安全設計審査指針類による安全基準を満たすということもありえない。

(6) 地盤の支持性能と活断層の露頭

原子力安全委員会了承にかかる「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」は、建築物・構築物の地盤の支持性能の評価においては、活断層の露頭が確認された場合、その直上に耐震設計上の重要度分類 **S** クラスの建物・構築物を設置することは想定していない、とする（甲 102）。大飯 3 号機及び大飯 4 号機の非常用取水路は上記の **S** クラスの施設に該当するところ、その直下を横切っている **F-6** 破碎帯は、債務者が提出した設置変更許可申請書に添付されたトレンチ地質展開図（その 3）（北西側側壁基底部スケッチ）からすれば活断層の露頭の可能性が示唆される。この確認のための掘削などは一週間で可能であるが、債務者はその確認すらしない。これでは上記 **S** クラスの施設の直下に活断層の露頭が確認されてはならないという従来の審査指針等の定める安全上の基準を満たしているとはいえないことになる。

(7) 結論

以上のいずれの点においても、債務者は、「本件各原子炉が安全性に欠けることがないことを、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張・立証」を尽くしていない。従って、本件原子炉の周辺住民である債権者らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険性のあることが推認される。債権者らの本件差止請求は認容されるべきである。

2 差止めの必要性

上記のように本件では、本件原子炉の周辺住民である債権者らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険性のあることが推認される。債権者らの生命、身体、健康が侵害された場合、それは取り返しがつかないものであり、事後の損害賠償などで到底填補できないものである。差止め以外にこの侵害を回避する手段はない。

3 保全の必要性

大飯原発3号機、4号機が再稼働すれば、直ちに上記の債権者の生命、身体、健康の侵害が生じうる状況が招来される。仮に債権者らの生命、身体、健康が侵害されれば、後日の本案の勝訴判決の執行を待ってでは回復できない損害が生ずることはあきらかである。この状況を阻止するために、差止仮処分により被保全権利を保全することが絶対に必要である。

以 上